

■木津川市

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
木津川市企業立地促進条例 ＜府制度との併給不可＞	H24.6	<p>①市内外からの進出企業</p> <p>②用途地域は、準工業地域等</p> <p>③情報関連産業・自然科学研究所に係る本店及び事業場、製造業（先端産業）に係る本店で、用地面積 500 m²以上又は投下固定資産額等 2,000 万円以上かつ地元新規雇用者 1 人以上</p> <p>④製造業（先端産業）の事業場、製造業（先端産業以外）及び市長特認の本店及び事業場で、用地面積 500 m²以上又は投下固定資産額等 5,000 万円以上かつ地元新規雇用者数 1 人以上</p> <p>※③、④のうち、投下固定資産額等が 100 億円以上かつ地元新規雇用者数 5 人以上の場合は、特に大規模な事業場とする</p>	<p>事業場設置助成金 （操業開始年度の翌年度のみ）</p> <p>○投下固定資産額等の 10/100 以内の額（リース資産等は市長が定める額）</p> <p>○情報関連産業・自然科学研究所及び製造業（先端産業）に係る事業場については限度額 3,000 万円</p> <p>○製造業（先端産業以外）及び市長特認に係る事業場については限度額 1,000 万円</p> <p>雇用創出助成金 （操業開始年度の翌年度から 3 年間）</p> <p>○地元新規雇用者数に以下の区分の金額を乗じて得た額</p> <p>①障害者雇用 50 万円 ②正規雇用 40 万円 ③（①・②以外） 10 万円</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>操業支援助成金 （操業開始後、最初の課税年度の翌年度から 3 年間）</p> <p>○固定資産税（土地分除く）の課税額に次の率を乗じて得た額</p> <p>第 1 年度 9/10 第 2 年度 2/3 第 3 年度 1/3</p> <p>○限度額 1 億 5,000 万円 ※特に大規模な事業場の場合 6 億円</p>

税の特例措置	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
研究所施設で建設資金（土地除く）が 2 億円以上		—	不均一課税 【適用税率】 1 年目 0.14/100 2 年目 0.467/100 3 年目 0.933/100	固定資産税	3 年間